平成26年度食品廃棄物等の年間発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率 (推計値)

平成26年度の食品産業全体の食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生 利用等実施率の推計値は以下のとおりとなった。

1 食品廃棄物等の発生量

平成26年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量は、19,532千トンとなり、前年に比べ1.4%の増加となった。これを業種別にみると、食品製造業は16,055千トン(前年比0.7%増)、食品卸売業は270千トン(同28.8%増)、食品小売業は1,269千トン(同2.4%増)、外食産業は1,938千トン(同2.8%増)となった。

(単	欱	千	۲	ン)	
\ -	1			_	

		\ + - - - -	
業種	平成26年度	(参考)平成25年度	対前年増減率
食品産業計	19, 532	19, 270	+1.4%
食品製造業	16, 055	15, 936	+0.7%
食品卸売業	270	210	+28.8%
食品小売業	1, 269	1, 239	+2.4%
外食産業	1, 938	1, 884	+2.8%

2 食品循環資源の再生利用等実施率

平成26年度の食品廃棄物等多量発生事業者による食品循環資源の再生利用 等実施率は、業種別にみると、食品製造業は95%、食品卸売業は57%、食品 小売業は46%、外食産業は24%であった。

なお、食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等実施率の目標は、食品製造業で95%、食品卸売業で70%、食品小売業で55%、外食産業で50%に向上させることとなっている。

業種	平成 26 年度	(参考)平成 25 年度	目標値
食品産業計	85%	85%	-
食品製造業	95%	95%	95%
食品卸売業	57%	58%	70%
食品小売業	46%	45%	55%
外食産業	24%	25%	50%

(注)

当該年度の(発生抑制量+再生利用量+熱回収量×0.95+減量量)

再生利用等実施率 =

当該年度の (発生抑制量+発生量)

※発生抑制の実施量は、事業者毎に平成19年度発生原単位から平成26年度発生原単位を差し引き、 その差異に食品廃棄物等の発生量を乗じた値により推計。

(推計方法)

食品廃棄物等の年間発生量が100トン未満の事業所からの発生量を推計し、年間発生量が100トン以上の事業所の発生量(定期報告)と合算することで、食品産業全体からの年間発生量を推計した。

このうち、年間発生量が100トン未満の事業者からの発生量は、統計調査未実施のため、平成25年度統計調査推計値に定期報告対前年度比を乗じて推計した。

■食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の内訳(平成26年度実績)

1 食品廃棄物等の発生量の内訳及び再生利用等実施率

平成26年度の食品産業全体の食品廃棄物等の年間発生量(推計値)は、19,532千 t となった。

これを業種別にみると、食品製造業が16,055千 t と最も多く、次いで外食産業が1,938千 t 、食品小売業 が1,269千 t 、食品卸売業が270千 t の順となっている。

食品産業全体での食品廃棄物等の再生利用等の内訳は、再生利用の実施量が13,496千 t (69%) と最も多 く、次いで廃棄物としての処分量が2,848千 t (15%)、減量した量が2,246千 t (11%)、再生利用以外が 489千 t (3%) の順となっている。

再生利用等実施率については、食品製造業が95%と最も高く、次いで食品卸売業が57%、食品小売業が 46%、外食産業が24%の順となっている。

各業種とも発生量が増加しているが、食品製造業や食品小売業では発生抑制の実施量も前年より増加。食 品卸売業では、発生抑制の実施量は前年比で減少したものの、熱回収をはじめ、再生利用の実施量が増加。

平成27年7月に公表した基本方針では、平成31年度までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は70%、 食品小売業は55%、外食産業は50%を達成するよう目標を設定しており、業種全体で目標の達成に向けた取組 を進める必要。

(1) 平成26年度実績

※各項目の上段()内の数値は、食品廃棄物等の年間発生量に占める割合である。

				食品廃棄物等の年間発生量							
	区	分	計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量	発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率	基本方針 における 目標値
			千 t (100%)	千 t (69%)	千 t (2%)	千 t (11%)	千 t (3%)	千 t (15%)	千t	%	%
15	E品産業計		19,532	13,496	453	2,246	489	2,848	2,551	85	
	食品製造業		(100%) 16,055	(78%) 12,592	(3%) 447	(13%) 2,167	(3%)	(3%) 446	2,206	95	95
	A = == == ===			(48%)	(1%)	(4%)		(41%)	2,200	30	33
	食品卸売業		270	129	2	12	16	112	28	57	70
	食品小売業		` '	(37%)	(0%)	(0%)	(1%)	(61%)	400	40	
	2011		1,269			6			190	46	55
	外食産業		(100%) 1,938	(16%)	(0%)	(3%)	(3%) 52	(78%) 1,517	127	24	50

- 注: 1 平成26年度実績は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生
 - 利用等実態調査結果(平成25年度)」を用いて推計したものである。
 - 2 単位未満を四括五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。 3 表中に用いた記号は次のとおりである。

「0」:単位に満たないもの(例:400 t→0千 t)

「-」: 事実のないもの

(参考) 対前年比

	(参考) 对削牛比								
I			食						
	区 分	計	再生利用 の実施量	熱回収 の実施量	減量した量	再生利 用以外	廃棄物 としての 処分量	発生抑制 の実施量	再生利用 等実施率 の増減
ľ	食品産業計	101.4%	101.1%	101.6%	102.2%	101.7%	102.0%	102.7%	0%
	食品製造業	100.7%	100.8%	101.4%	102.1%	97.4%	96.0%	103.2%	0%
	食品卸売業	128.8%	134.1%	169.4%	130.7%	102.4%	127.0%	79.3%	▲ 1%
	食品小売業	102.4%	103.7%	99.2%	116.6%	133.2%	101.0%	104.3%	1%
	外食産業	102.8%	98.4%	119.0%	100.2%	137.4%	103.0%	99.7%	▲ 1%

2 食品循環資源の再生利用の内訳

平成26年度の食品産業全体の再生利用の実施量は、13,985千 t となった。

これを業種別にみると、食品製造業が12.994千 t と最も多く、次いで食品小売業が488千 t 、外食産 業が357千 t 、食品卸売業が145千 t の順となっている。

食品産業全体の食品リサイクル法で規定している用途別の実施量の内訳は、飼料が9,834千 t (73%) と最も多く、次いで肥料が2,487千 t (18%)、メタンが618千 t (5%)、油脂及び油脂製品が514千 t (4%)、炭化して製造される燃料及び還元剤が39千 t、エタノールが5千 tの順となっている。

(1) 平成26年度実績

※ 各項目の上段()内の数値は、食品リサイクル法で規定している用途別の実施量に 占める割合である。

		工业和田		食品リサ	イクル法で	で規定して	いる用途別	の実施量			
	区	分	再生利用 の実施量 (その他 を含む)	小計	肥料	飼料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エタノール	その他 (再生利) 用以外)
			千t	千 t (100%)	千 t (18%)	千 t (73%)		千 t (4%)	千 t (0%)	千 t (0%)	千t
盾	品産業計		13,985	13,496	2,487	9,834	` '	1` ′	` '	` ′	489
	食品製造業			(100%)	(17%)	(76%)	(5%)	` ′	(0%)	(0%)	
	Z HH Z Z Z X		12,994	12,592	,	,		_	29	4	403
	食品卸売業			(100%)	(45%)	(33%)	(5%)	(16%)	(0%)	(-)	
	及叩叫儿未		145	129	58	42	7	21	0	-	16
	企 口小士 业			(100%)	(34%)	(43%)	(4%)	(18%)	(1%)	(0%)	
	食品小売業		488	470	158	202					18
	外食産業			(100%)	(35%)	(23%)	(2%)	(38%)	(1%)	(0%)	
	77.及庄未		357	306	107	71	7	117	3	0	52

- 注: 1 平成26年度実績は、食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果と農林水産省大臣官房統計部「食品循環資源の再生 利用等実態調査結果(平成25年度)」を用いて推計したものである。
 - 2 単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。 3 表中に用いた記号は次のとおりである。
 - - 「0」:単位に満たないもの(例:400 t→0千 t)
 - 「-」: 事実のないもの

(参考) 対前年比

	(参考)対則年比									
			食品リサイクル法で規定している用途別の実施量							
	区 分	再生利用 の実施量 (その他 を含む)	小計	肥料	飼料	メタン	油脂及び 油脂製品	炭化して 製造され る燃料及 び還元剤	エタノール	その他 (再生利 用以外
1	全品産業計	101.1%	101.1%	100.0%	100.8%	103.7%	110.0%	82.8%	73.5%	101.7%
	食品製造業	100.7%	100.8%	99.6%	101.0%	102.8%	102.4%	79.1%	67.7%	97.4%
	食品卸売業	129.6%	134.1%	124.9%	171.1%	216.4%	99.2%	86.6%	-	102.4%
	食品小売業	104.5%	103.7%	102.4%	104.0%	116.5%	102.5%	104.7%	93.3%	133.2%
	外食産業	102.6%	98.4%	94.8%	66.1%	91.2%	148.3%	84.9%	227.4%	137.4%